

日本入国時の動植物検疫に関する留意事項について

令和7年4月28日
在サイパン領事事務所

植物の病害虫や家畜の伝染病の拡大を防ぐため、日本では、果物・野菜や肉・肉製品の海外からの持ち込みを厳しく制限しています。

持ち込みが禁止されていないものでも、生の果物・野菜、穀類、豆類などの持込には、植物検疫証明書が必要です。

肉・肉製品の持込は禁止されています。
これらは、機内食やお土産、少量であっても例外はありません。

違法な持込には、罰則（最大3年の懲役又は最大300万円（法人は最大5,000万円）の罰金）が課される場合がありますので注意してください。

詳しくは以下の農林水産省（植物検疫所・動物検疫所）のウェブサイトを確認ください。

《植物防疫所》

「来日するあなたへのお願い」

https://www.maff.go.jp/pps/j/pgaqinfo_j.html

「よくある質問（海外からの持込み編）」

<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/oversea/faq/index.html>

《動物検疫所》

「海外からの家畜伝染病を防げ！（動画）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/yobou_movie.html

「輸入動物検疫に係るよくあるお問合せ（FAQ）」

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/katiku_yobo/FAQ.html